

白鷹町地域防災計画の改正（案）について

東日本大震災により、国及び県の「防災計画」の改正が行われたことから、白鷹町地域防災計画についても見直しが必要となりました。

「白鷹町地域防災計画」（24年度改正）見直しの概要
修正の趣旨等

東日本大震災における課題及び本町における対応を踏まえ修正を行います。

議事に中間報告をさせていただきますました計画（案）についてお知らせいたします。

文については、各地区公民館や町ホームページなどで公開いたします。

なお、今後は、皆さまからの御意見を受け、町の防災会議において決定をいただくこととなります。

〈見直し・修正の要点〉

- ① 東日本大震災における状況を踏まえた見直し・修正
- ② 国・県の防災計画の修正内容の反映及び各種防災対策の推進に伴う見直し、修正
- ③ その他、自主防災組織を含め組織改編等に伴う修正
- ④ 原子力災害対策の追加



■ご意見・問い合わせ
総務課 防災管財係
☎ 85-6122
FAX 85-2128

※ご意見は、「広報直通便」または、町ホームページに掲載の「意見提出様式」に必要事項をご記入の上、郵送・ファックス・電子メールなどでお寄せください。

◎意見募集期間
2月25日（月）まで必着

1. 「自分の命は自ら守る」 「減災意識の醸成」

○防災思想・知識の普及啓発の推進
（一般町民向け）

- ◆ 地域や自主防災組織による自助を基本とした防災意識の向上
（事業者向け）
- ◆ 地域との連携、協力体制の強化を追加

2. 情報収集、伝達の多チャネル化の必要性（住民の安否情報の確認）

○災害時の情報収集、伝達体制の整備

- ◆ 町と地区との密接な連携を図るために本部と現場の通信手段の確保
- ◆ 各地域や避難所における通信連絡体制の整備
- ◆ 緊急速報メールを緊急時広報の伝達手段に追加

3. 行政機能が失われないようにする対策の必要性

○業務継続のための体制

- ◆ 町の災害対策本部の設置基準の見直し
- ◆ 体制の実効性を高めるため、定期的な教育・訓練・点検等の実施、体制の見直し

◆ 防災業務に従事する者（行政職員・消防団員など）の安全確保（消防団条例の見直し）

4. 高齢者、障がい者、妊婦等の避難・誘導の必要性

- 高齢者、妊婦等要援護者への避難、誘導の配慮
- ◆ 要援護者の確認体制及び必要援護者向けの「福祉避難所」の指定の推進
- ◆ 安否確認や避難誘導体制の整備
- ◆ 避難所施設等の整備
- ◆ 地域の自主防災組織、施設の自衛消防組織の設置、緊急受入体制の整備、非常用電源の整備

5. 被災地のニーズに対応した食料・物資の調達や配送体制の確保の必要性

- ◆ 刻々と変わる避難者のニーズを把握し、必要とされている物資を調達する等の配慮
- ◆ 高齢者、乳幼児等の災害時要援護者への配慮
- ◆ 避難所に来ないで個別に生活している避難者への食事配分の配慮
- ◆ 生活必需品は、避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮

6. 避難生活が長期化した場合や、女性への配慮の必要性

- 避難所生活環境への配慮、心のケアの推進
- ◆ 男女のニーズの違いに配慮し、女性の意見の反映
- ◆ 応急仮設住宅として民間住宅借り上げを追加

7. 電源喪失の際の対策の必要性

- 非常用電源などの配備により長時間停電に対応
- ◆ 各施設における非常用電源の配備

8. 大規模災害における広域支援の必要性

- ボランティアや義援物資の受入体制の整備
- ◆ 災害ボランティア支援本部の役割を記載
- ◆ 広域支援自治体等の連携の強化

すること